

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成 25 年 12 月 13 日西設相シ第 45 号）</u> <u>この改正規定は、平成 25 年 12 月 18 日から実施します。</u></p>

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1～2 (略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
映像通信機能	1. 分類 3、分類 4、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。

(略)

技術的条件集別表 2 付加サービス等の利用条件

1～2 (略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

(略)

(1) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
映像通信機能	1. 分類 3、分類 4、発信種別 1、及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。
<u>指定通信発着信許可機能</u> [コールセレクト]	1. <u>分類 3、分類 4、分類 6、分類 7、分類 9、発信種別 1、発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。</u> 2. <u>提供可能なインタフェース種別は形態 4 - 6 及び形態 1 7 とする。</u>
<u>事業所番号ルーチング機能</u> [グループダイヤリング]	1. <u>分類 3 の接続番号への内線グループ内発信時、及び協定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用可能とする。</u> 2. <u>提供可能なインタフェース種別は形態 1 7 とする。</u>

(略)